平成２１年（フ）第６２１号
埼玉県越谷市伊原２丁目６番２号　グランドハイム大沢103、旧住所埼玉県草加市青柳５丁目32番２号
債務者　羽黒鋲螺製作所こと　早川　成夫
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　篠崎　　淳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月19日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６２２号
埼玉県越谷市伊原２丁目６番２号　グランドハイム大沢103、旧住所埼玉県草加市青柳５丁目32番２号
債務者　早川　和子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　篠崎　　淳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月19日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３０１６号
横浜市都筑区荏田南４丁目17番５号　シティハウス小島Ａ
債務者　加藤　高朗
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　妹尾　孝之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月８日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９０号
熊本県菊池市隈府1025番地２
債務者　髙野　雅彦
1　決定年月日時　平成21年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮﨑　耕平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２１年（フ）第２０３号
鹿児島県姶良郡姶良町東餅田2707番地１　ナガトモ姶良ビル403号
債務者　坂口　哲郎
1　決定年月日時　平成21年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野間　俊美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月８日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第８１１号
盛岡市境田町８番41―401号、旧住所盛岡市新田町４番25―306号
債務者　田屋舘恭一
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　治彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月10日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１２１号
大分県宇佐市大字四日市940番地の１
債務者　山田　八生
1　決定年月日時　平成21年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第２７６８号
横浜市鶴見区鶴見中央５丁目10番２―807号
債務者　猿渡　広司
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新井　聡子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第３３号
北海道枝幸郡枝幸町北栄町1474番地74
債務者　杉本　弘子
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２１年（フ）第１４２３号
埼玉県鴻巣市鎌塚２丁目11番20号、旧住所埼玉県鴻巣市袋244番地３
債務者　丸山　君子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４８２号
埼玉県川口市北原台１丁目29番２号
債務者　関根　仁美
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５０３号
埼玉県上尾市大字平塚2025番地　平塚団地５―201
債務者　内田　　弘
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５１５号
さいたま市岩槻区大字裏慈恩寺25番地２
債務者　篠宮　知子（旧姓倉岡）
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５２６号
さいたま市南区文蔵５丁目28番６号　第１並木荘201、旧住所さいたま市南区文蔵５丁目22番８号607
債務者　中村　良雄
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５４３号
埼玉県川口市芝樋ノ爪１丁目８番27号
債務者　倉茂　富男
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５４４号
埼玉県川口市芝樋ノ爪１丁目８番27号
債務者　倉茂　照子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５６１号
埼玉県新座市石神１丁目３番24号　遠山方
債務者　大島みち子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係